

十一 解雇する場合に女中は全部同館にて働かず  
 十二 経 過 並 解 決

七月七日午前三時要求書を提出するや直ちに自動車にて一應八女郡船小居温泉玉振旅館に到り茲を争議團本部として籠城したるが同日午後三時同旅館を引揚げ延壽館に暫き筑紫郡山口村の飲食店を本部とし勦業を繼續したのである。  
 所轄二日市署に在りては和解を怠忽すべく代表平野ハル外四名を招致して意圖を聴取し旅館側代表の出頭を求めて懇談せんとしたるも旅館側代表は即答を避け後刻同答を約して引揚げたる爲争議團代表は同署控室にて午後九時迄同答を待った。何等の回答もなく偶々籠城の全員が旅館の引拔を逃れて署に來りたる爲一回憤激し二日市驛前玉屋旅館に陣取り強硬なる態度を持するに至つたのである。

所轄署は極力斡旋に努めたるも争議團は飽迄帳場を解雇を固持して譲らざる爲本争議の中心人物たる帳場を呼出し自發的辭職を勧告したる處之に應ぜざるを以て旅館側代表を招致し意見を質したる結果遂に旅館側は帳場を解雇する事に決し外待遇改善に就ては調停者に白紙を以て一任したる爲争議團も之を了とし七月九日正午解決するに至つた。